

自治体説明会における主な質疑について

<目次>

1. 子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て会議等

Q 1) 市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、いつ頃策定し、都道府県、国に提出することになるのか。市町村計画を策定した後で都道府県は計画を策定することになるのか。

都道府県との協議、都道府県が行う広域利用の調整はどの段階でどのように行えば良いのか。

また、教育・保育提供区域とは具体的にどのようなものか。設定は各自治体の裁量に委ねられると考えて良いか。

Q 2) ニーズ調査にかかる予算要求に当たっては調査のボリューム感を把握する必要があるが、調査項目等はいつ頃示してもらえるのか。

Q 3) 交付金の根拠となる市町村計画と次世代法上の行動計画とはどのような関係になるのか。次世代法に基づく子育て支援交付金は今後どうなるのか。また、次世代法は延長されるのか。

Q 4) 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。事業計画等の策定を行えばいいのか。

Q 5) 地方版子ども・子育て会議は、国の子ども・子育て会議と同様の構成にしなければならないのか。雛形等を示す予定はないのか。既存の協議会や審議会を活用することは可能か。

Q 6) 会議の設置時期については、平成 25 年 4 月施行とされているが、実際に設置するのは国から基本指針が示されるのを待ってからでもよいか。

Q 7) 自治体における準備組織について、どれくらいの規模が必要か。

2. 子どものための教育・保育給付、費用等

Q 8) 「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に変わったが、要件は同じなのか。具体的に決まっていることはあるか。

- Q 9) 施設整備費は27年度から給付費に一本化されるのか。耐震化など緊急に必要な施設整備にはどのように対応すれば良いか。
- Q 10) 新制度において、①3-4歳の保育に欠けない子が保育所に通い、施設型給付を受けることは可能か。②保育に欠ける子どもを幼稚園で受け入れることは可能か。
- Q 11) 保育所の定員について、現在弾力化しているが、新制度でも定員の弾力化が認められるのか。定員における長時間利用・短時間利用のカウント方法はどうか。
- Q 12) 給付の単価、利用者負担など公定価格が示されなければ、事業者の参入に関する見込み等がたたないが、いつ頃示されるのか。
- Q 13) 幼稚園の意向調査の時期はいつごろになるのか。公定価格が示されないと意向調査ができないのではないか。
- Q 14) 私学助成は現行水準で継続するのか。現行水準で継続となると、幼稚園にとって確認をうけるメリットはなにか。新制度への移行により、助成額があがるといったことはないのか。
- Q 15) 社会福祉法人が私学助成の対象となった理由は何か。また、特色ある取組が私学助成に残った理由は何か。
- Q 16) 幼稚園が受ける施設型給付の地方単独費用部分について、私学助成の上乗せ部分は都道府県がやっていることが多いが、今後どのような割合で都道府県から補助を受けられるのか。
- Q 17) 地域型保育給付の対象となる事業について、①4種類すべてを計画に盛り込まねばならないのか。②公立施設・事業は公立保育所などと同様に10分の10負担となるのか。③事業所内保育などで3歳以上も利用する場合があると思うが、3歳以上だと給付は受けられないのか。
- Q 18) 事業所内保育は、①地域型保育事業とするために地域の子どものどれくらい受け入れる必要があるのか。②従業員の子どもも給付の対象となるのか。③事業所内にある保育施設は、施設型給付を受ける保育所や、小規模保育へは移行できないのか。
- Q 19) 家庭的保育、小規模保育の事業者に対して、法人と同じように、客観的な認可基

準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求めるのは非現実的ではないか。

Q 2 0) 公立幼稚園での預かり保育への支援は新制度でどのように位置付けられているか。どのような補助が受けられるのか。

Q 2 1) 放課後児童健全育成事業に関する基準はいつどのような形式で示されるのか。受け入れ枠が拡大できず、待機児童が発生する場合、利用者の利用要件を制限したり、学校施設の活用を行うことは可能か。新制度での財政支援はどのようになるか。

Q 2 2) 上乗せ徴収の根拠規定を伺う。入園料は上乗せ徴収として徴収できるのか。

Q 2 3) ①本来の保育料を施設が徴収できる根拠規定はどれか。②自治体独自の取組として、市町村が保護者負担を徴収し、施設に対し併せて施設型給付として交付することは可能か。③また幼稚園についても市町村が滞納処分の例により徴収することは可能か。

Q 2 4) ①新制度施行までの安心子ども基金の積み増し、延長に関する方針を伺う。②また、保育緊急確保事業との関係はどうなるのか。③現在安心子ども基金で対応している保育所の耐震化などは新制度施行後はどのように対応すれば良いのか。

3. 認可、指導監督等

Q 2 5) ①認可と確認はどのように違うのか。基準が異なるのか。相互の関係を伺う。②供給超過の場合は認可できず、定員の設定は確認の際に行うが、認可時には定員が分からないのではないか。認可と確認の前後関係はどうなるのか。

Q 2 6) 幼保連携型認定子ども園のみが認可権限について政令市・中核市に権限委譲されているが、既存の3類型と何故違う扱いとなっているのか。事務処理特例で市町村に幼保連携型認定子ども園の認可権限を降ろすことは認められないのか。

Q 2 7) 複数の法人により設置されている幼保連携型については、認可みなしが受けられるか。宗教法人立や個人立の幼稚園は確認みなしが受けられ、給付を受けられるのか。

Q 2 8) 認定子ども園の監査について、毎年1回というのは変わらないのか。幼稚園にも市町村が監査に入る必要があるのか。

Q 2 9) 幼保連携型認定子ども園の設置条例や、認可基準に関する条例は新たに設けるこ

とが必要になるのか。これらを含め、新制度に必要な条例はいつまでに制定すれば良いのか。

Q 3 0) 各種条例を始め、新制度施行に伴い、議会に付議すべき事項としてどのようなものがあるか。

Q 3 1) 私立幼稚園の所管について、現在は都道府県だが、市町村になるということか。

4. 認定こども園関係

Q 3 2) 既存の施設にとり、新幼保連携型認定こども園になるメリットは何か。幼保連携型認定こども園への移行インセンティブについてはどう考えているのか。

Q 3 3) 公私連携幼保連携型認定こども園は何故設けられたのか。公立なのか、私立なのか、どういう位置づけのものか。施設型給付を受けることができるのか。

Q 3 4) 保育の必要性の認定を受けない子ども（1号子ども）の定員を設けなくとも幼保連携型の認可を受けられるとされているが、認可基準を設定するにあたって、地方の裁量で1号こどもの定員を設けることを基準の1つにすることは可能か。

Q 3 5) 幼保連携型認定こども園の認可を受けたが、確認を受けないことを選ぶことは可能か。幼稚園部分だけ確認を受けないという選択を採ることは可能か。

Q 3 6) 新たな幼保連携型認定こども園では、学級という考え方を遵守するのか。3歳以上児・3歳未満児ごとの定員を超えた受け入れはできないか。

Q 3 7) 幼保連携型認定こども園については、学校薬剤師は必置なのか。また、薬剤師確保は難しい状況であるが、必置である趣旨はなにか。

Q 3 8) 幼保連携型認定こども園においては、授業料・給食費の滞納を理由として利用を拒否（退園）させることができるか。

Q 3 9) 保育教諭の資格の将来的見通しについて現時点での検討状況、片免保有者の単位取得に関する財源措置はどうなっているのか。

また、基本的に地教行法の改正により市長部局に任免権等が移ることとなっているが、自治体独自に規則等を定めれば教育委員会に権限を付与することは可能か。

Q40) 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に係るスケジュールはどうなっているか。

5. その他

Q41) 質の改善について、0-2歳児こそ充実すべきという声がある。3歳児の定員を変えると聞いているが、なぜ、3歳児なのか。

Q42) 消費税の10%への引き上げが行われない場合、施行は先送りになるのか。いつ頃、引き上げされるかどうか判断され、本格施行の時期が確定するのか。消費税による財源は地方にも回ってくるのか。

Q43) 制度管理システムとはどのようなものを考えているのか。市町村だけでなく、都道府県でも導入が必要か。導入までのスケジュールはどうなるのか。導入に際して国から経費の補助は考えているのか。

Q 1) 市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、いつ頃策定し、都道府県、国に提出することになるのか。市町村計画を策定した後で都道府県は計画を策定することになるのか。

都道府県との協議、都道府県が行う広域利用の調整はどの段階でどのように行えば良いのか。

また、教育・保育提供区域とは具体的にどのようなものか。設定は各自治体の裁量に委ねられると考えて良いか。

市町村子ども・子育て支援事業計画(以下、市町村計画)、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(以下、都道府県計画)については、地域における子ども・子育て支援の基盤整備の基礎となるものであり、本格施行の半年程度前から、認可・認定、確認等の基盤整備の事前準備を行うことが見込まれることから、それまでに作成いただく必要がある。

都道府県が行う広域調整は、都道府県が設定した区域ごとに、広域利用の実態を勘案して、市町村計画について行っていただくこととなる。都道府県計画は、広域調整が行われた市町村計画の足し上げが基本となるが、策定作業は、都道府県と市町村でやりとりをしながら市町村計画の策定と同時並行で行っていただくことが望ましい。

市町村計画における「教育・保育提供区域」については、地域の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、自治体ごとに定めていただく。より詳細な考え方等は、子ども・子育て会議での議論を踏まえ、基本指針においてお示しする。

Q 2) ニーズ調査にかかる予算要求に当たっては調査のボリューム感を把握する必要があるが、調査項目等はいつ頃示してもらえるのか。

詳細な調査項目等については、平成 25 年 4 月に設置する子ども・子育て会議で議論を行い、基本指針の中でお示しすることとなるが、できるだけ早期にお示しできるようにしたい。また、議論の状況についても逐次情報を提供することとしたい。

なお、小学校就学前の子ども等に係るニーズ調査としては、次世代後期行動計画の策定に当たり平成 21 年度に実施していただいている。今回は、これとは別途、先般成立した子ども・子育て支援法に基づき行うものであり、調査対象に幼稚園や地域型保育事業等が新たに加わることに留意が必要であるが、調査項目等が大きく増えることは見込まれないため、ボリューム感等の参考にさせていただきたい。

Q 3) 交付金の根拠となる市町村計画と次世代法上の行動計画とはどのような関係になるのか。次世代法に基づく子育て支援交付金は今後どうなるのか。また、次世代法は延長されるのか。

次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）に根拠を置く現行の子育て支援交付金（運営費に充当）は平成 26 年度までの措置であり、27 年度以降は子ども・子育て支援法に基づき、市町村計画に記載する地域子ども・子育て支援事業が財政支援の対象となる。また、次世代法は 26 年度末までの時限法となっており、27 年度以降は、市町村におかれては、財政支援の根拠となる計画としては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成いただければ足りる。

なお、子ども・子育て支援法附則第 2 条第 2 項において、「政府は、平成 27 年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。この延長の検討は、ワーク・ライフ・バランスの促進など、主に一般・特定事業主行動計画の取り扱いが中心となる。今後、平成 27 年度以降の同法の延長について、どのように検討を進めるのかも含め検討していきたい。

Q 4) 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。事業計画等の策定を行えばいいのか。

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や、特定地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCA サイクルを回していく）役割が期待されている。

Q 5) 地方版子ども・子育て会議は、国の子ども・子育て会議と同様の構成にしなければならないのか。雛形等を示す予定はないのか。既存の協議会や審議会を活用することは可能か。

地方版子ども・子育て会議は、必ずしも国の子ども・子育て会議と同様の構成にしなければならないものではない。

現時点で、具体的な雛形等を示す予定はないが、国の子ども・子育て会議のメンバー構成は法律上、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者等である。地方版についても、こうした構成を参考に、バランスよく、幅広い関係者を集めていただく事を想定し、運営に必要な予算を確保してほしい。

既存の協議会や審議会を活用することは可能であるが、制度の趣旨を踏まえ、構成員に教育・保育両分野の関係者を入れる、子育て当事者の参画に配慮する等幅広く意見を聞いていただく仕組みとしてほしい。また、条例により子ども・子育て支援法 77 条の合議体に位置づける措置がいずれにせよ必要である。

Q 6) 会議の設置時期については、平成 25 年 4 月施行とされているが、実際に設置するのは国から基本指針が示されるのを待ってからでもよいか。

市町村計画、都道府県計画の策定については 25 年度から 26 年度半ばまでの約 1 年半の間に、現行の計画のレビュー、ニーズ調査に基づく教育・保育・子育て支援の量の見込み（需要計画）と確保方策（供給計画）までの一連の作業を完了させる必要がある。計画の円滑な策定に資するためにも、新制度に対する理解の共有や現行の次世代法に基づく地域行動計画のレビューをまずは行っていただくことが必要であり、平成 25 年度のできる限り早期に設置をお願いしたい。

Q 7) 自治体における準備組織について、どれくらいの規模が必要か。

国としては、幼保連携型認定こども園について認可・指導監督が一本化されることや、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）が創設されること等を踏まえ、認定こども園、幼稚園及び保育所等の担当部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備していただきたいと考えている。（ただし、公立幼稚園に関する教育委員会の権限自体は移管できないことに留意いただきたい。）

準備組織の具体の規模については、自治体の規模や施設の状況等により異なるので、一概には言えないが、市町村、都道府県いずれにおいても、市町村計画、都道府県計画や条例の策定を始め、関係部局の連携の下で多くの施行準備事務を実施する必要があることから、現在の体制が不十分であれば、人員の補充等を行い、然るべき体制を整えていただくことが円滑な施行準備のために必要と考えている。

Q8) 「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に変わったが、要件は同じなのか。具体的に決まっていることはあるか。

現在の制度は「保育に欠ける判定」と保育所への入所決定を同時に行う仕組みであるが、子ども・子育てに関する新制度では、入所決定から独立した手続きとして、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定することになる。

これにより、潜在的需要を含めて地域の保育需要を従来よりも正確に把握し、計画的に保育の整備を進めることが可能になると考えている。

具体的な基準の内容については、今後、制度施行までに検討していくが、保育が必要とされる事由としては、現行制度を基に、以下を想定している。

- ・ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的にすべての就労。ただし、一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。）
- ・ 保護者の疾病・障害
- ・ 産前産後
- ・ 同居親族の介護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動及び就学等

なお、「子ども・子育て新システムの基本制度」（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）の中で、「現行の政令で定めている『同居親族等が保育できない場合』という条件は、外す又は必要度を低くするなど、詳細については制度施行までに検討する」とされており、今後この点についても検討することとしている。

Q9) 施設整備費は27年度から給付費に一本化されるのか。耐震化など緊急に必要な施設整備にはどのように対応すれば良いか。

認定こども園、幼稚園及び保育所の設置は、新設だけでなく、賃借も含めた様々な方法が考えられることから、新制度では、それぞれの施設の施設基準に基づく整備費用と減価

償却費の全国的な状況を勘案し、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付費・委託費を設定し、長期にわたって平準化した形で施設整備を支援していく。

加えて、保育所や幼保連携型認定こども園については、当面、緊急に対応する必要のある、

- ・ 増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築
- ・ 施設の耐震化その他の老朽化した施設の改築

などに対し、児童福祉法の中に交付金による別途の支援について規定し、市町村が計画する保育所や認定こども園の整備を国が支援することになっている。

また、幼稚園については、引き続き、現在の補助制度により施設の耐震化等に対応することになっている。

こうした施策の組合せにより、市町村が地域の学校教育・保育の需要に確実に応えることが可能になるように支援を行う予定である。

Q 1 0) 新制度において、①3-4歳の保育に欠けない子が保育所に通い、施設型給付を受けることは可能か。②保育に欠ける子どもを幼稚園で受け入れることは可能か。

① 原則として、保育を必要とする子どもについては認定こども園又は保育所を利用することになり、保育の必要性の認定を受けない子どもが保育所を利用して施設型給付を受けることはできない。ただし、地域における教育の体制の整備状況等を勘案して市町村が必要と認めるときは、例外的に、保育を必要としない子が保育所に通い、特例施設型給付を受けることが可能な場合がある。また、ご指摘のようなケースでは、保育所が保育所型の認定こども園に移行することにより、そうした子どもを受け入れた場合でも施設型給付を受けることができるようになる。

② 原則として、保育を必要としない子どもについては認定こども園又は幼稚園を利用することになり、保育を必要とする子どもが幼稚園を利用して施設型給付を受けるということはできない。幼稚園が施設型給付を受けて保育を必要とする子どもを受け入れる場合は、認定こども園になることが基本であると考えている。ただし、市町村が必要であると認めるときは、幼稚園が保育を必要とする子を受け入れ、特例施設型給付を受けることは可能である。

Q 1 1) 保育所の定員について、現在弾力化しているが、新制度でも定員の弾力化が認められるのか。定員における長時間利用・短時間利用のカウント方法はどうか。

新制度における保育所等の定員区分やその弾力化の取扱いについては、今後、子ども・

子育て会議で検討することとなる。また、長時間利用児・短時間利用児のカウントは、「長時間利用〇人、短時間利用〇人」と分けてカウントすると想定されるが、さらに実務的に問題がないか等検討する。

Q 1 2) 給付の単価、利用者負担など公定価格が示されなければ、事業者の参入に関する見込み等がたたないが、いつ頃示されるのか。

公定価格については、子ども・子育て会議で検討した上で、平成 26 年度の早い時期に骨格を示したいと考えている。

Q 1 3) 幼稚園の意向調査の時期はいつごろになるのか。公定価格が示されないと意向調査ができないのではないのか。

施設型給付の具体的な水準は、新制度を平成 27 年度から施行する場合、最終的には平成 26 年度に行われる平成 27 年度予算編成過程で決定されることとなるが、国としては、平成 26 年度の早い時期に、地方単独補助分も含めた施設型給付（公定価格）の骨格等を示したいと考えており、これを踏まえて、設置者には認定こども園等に移行するかどうかをご検討いただきたいと考えている。よって、幼稚園の意向調査については、このように公定価格の骨格等を示した後に自治体に協力いただき行うことを予定している。

Q 1 4) 私学助成は現行水準で継続するのか。現行水準で継続となると、幼稚園にとって確認をうけるメリットはなにか。新制度への移行により、助成額があがるといったことはないのか。

（私学助成について）

私学助成の水準については、今後、現行の水準を基本に検討していく。なお、衆議院・参議院の社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議では、施設型給付に移行しない幼稚園への私学助成等の充実が求められており、これを踏まえて対応することとしている。

（幼稚園が確認を受けるメリットについて）

幼稚園が確認を受けることにより、新制度の実施主体である市町村と日常的な関係が築かれることとなり、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- ① 市町村窓口で住民に対する情報提供や入園あっせんを行うことなどにより、園児募集等をより円滑に行うことができるようになる
- ② 「地域子育て支援拠点事業」など各種の市町村事業を受託することで、幼稚園に期待される「地域の子育て家庭への支援」ニーズにより一層応えることができる
- ③ 市町村計画の下で、有効な資源として地域でのニーズに対応した供給体制の再編に関わることが容易になる

また、税制抜本改革により、子ども・子育て分野に0.7兆円程度（その他の財源も含めて1兆円超程度）の追加財源が投入され、量の拡充だけでなく、「質の改善」（公費支援の充実）が実現される。さらに、施設型給付は義務的経費であり、財源保障が現行より強化される。

なお、私立幼稚園の約9割が実施している「預かり保育」のうち、

- ① 共働き家庭の利用分は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、施設型給付の対象となり、現行の保育所同様の財政支援が保障される。
- ② 専業主婦家庭の一時的ニーズに対応した預かり等の利用分は、市町村事業である「一時預かり」として位置付けられることなどが考えられる。

これにより、幼稚園がより積極的に地域の保育ニーズに対応することができるようになる。

Q15) 社会福祉法人が私学助成の対象となった理由は何か。また、特色ある取組が私学助成に残った理由は何か。

学校としての法的位置付けを有する新たな幼保連携型認定こども園については、社会福祉法人もその設置主体となることができることとなっているが、学校法人与同等の公共性等を有することから、私学助成の対象としている。なお、現在も現行の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園を設置する社会福祉法人は私学助成の対象となっている。

また、私学助成のうち、特別補助の「特別支援教育経費」と「教育の質の向上を図る学校支援経費」については、質の高い教育が行われる場合に、幼児教育の振興のため、引き続き、助成を行う必要があることから、私学助成として残したところである。

Q16) 幼稚園が受ける施設型給付の地方単独費用部分について、私学助成の上乗せ部分は都道府県がやっていることが多いが、今後どのような割合で都道府県から補助を受けられるのか。

都道府県による補助の具体的な割合については、今後検討していく。

Q 17) 地域型保育給付の対象となる事業について、①4種類すべてを計画に盛り込まねばならないのか。②公立施設・事業は公立保育所などと同様に10分の10負担となるのか。③事業所内保育などで3歳以上も利用する場合があると思うが、3歳以上だと給付は受けられないのか。

- ① 地域型保育給付の対象事業については、地域における施設・事業の存在や認可申請見込みの有無などを踏まえた上で、地域のニーズを満たせるのであれば、必ずしもすべての事業を実施する必要はない。
- ② 公立の施設に対する施設型給付は、現行の保育所運営費等から移行するので、地方税による一般財源か地方交付税で手当することになるが、公立の事業に対する地域型保育については、新たにできる仕組みであることから、民間保育所と同様の財政構造で国からも支援を行うこととなる（具体的な負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となる）。
- ③ 地域型保育給付の対象となる小規模保育等は、原則として3歳未満を対象とする事業であることから、3歳未満を対象とした事業に対する給付が原則ではあるが、市町村の判断で3歳以上を対象とした事業についても特例地域型保育給付により給付が可能である。ただし、その場合であっても、認定こども園等、学校教育・保育を行う連携先を確保した上で実施することとしている。

Q 18) 事業所内保育は、①地域型保育事業とするために地域の子どもをどれくらい受け入れる必要があるのか。②従業員の子どもも給付の対象となるのか。③事業所内にある保育施設は、施設型給付を受ける保育所や、小規模保育へは移行できないのか。

- ① 事業所内保育における地域の子どもの受け入れ枠をどのような割合にするかについては、来年度行う予定である地域型保育事業に関する経営実態調査などを踏まえて、検討することとしている。
- ② 従業員の子ども分も含めて地域型保育給付の対象となる。なお、従業員の子ども分と地域の子ども分の給付の具体的な取扱いについては、今後詳細に検討することとしている。
- ③ 事業所内保育は、地域枠を設けた場合に地域型保育給付の対象となる。それ以外の事業所内にある認可外保育施設についても、施設が大規模であれば、認可を得て施設型給付を受ける保育所に移行することもありえる一方で、小規模であれば、認可を得て小規模保育事業にも移行しうる。ただし、保育所や小規模保育事業に移行した場合は、事業所内保育事業とは異なり、従業員枠を設けることはできない。

Q 19) 家庭的保育、小規模保育の事業者に対して、法人と同じように、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求めるのは非現実的ではないか。

改正児童福祉法第 34 条の 15 において、家庭的保育事業等の認可要件については経済的基礎等を求める規定となっている。それぞれの事業の種類に応じた具体的な取扱いについては、今後検討する。

Q 20) 公立幼稚園での預かり保育への支援は新制度でどのように位置付けられているか。どのような補助が受けられるのか。

新制度において、幼稚園における預かり保育については、「保護者の就労」を理由とし、毎日利用されるような形態は、①幼稚園が認定こども園に移行し、②利用者が市町村から保育の必要性の認定を受ける場合には、施設型給付の支給対象となる。

それ以外の場合（例えば、専業主婦家庭の一時的ニーズに対応した預かり等）は、市町村が実施する「一時預かり（地域子ども・子育て支援事業の一類型）」に位置づけることなどが考えられる。

Q 21) 放課後児童健全育成事業に関する基準はいつどのような形式で示されるのか。受け入れ枠が拡大できず、待機児童が発生する場合、利用者の利用要件を制限したり、学校施設の活用を行うことは可能か。新制度での財政支援はどのようになるか。

放課後児童健全育成事業に関する基準については、平成 26 年度半ばには市町村で条例を制定していただく必要があることから、適宜情報提供を行いながら平成 25 年度中には国の考え方を示したいと考えている。

児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の改正により、放課後児童健全育成事業の対象は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生とされた。この対象については、市町村の裁量で対象学年を変更できるものではなく、小学校 6 年生までを対象に、地域におけるニーズを把握して、事業を実施していただくこととなる。その際、特に高学年の児童の利用ニーズの把握方法などについては、今後、各自治体のご意見も伺いながら、検討していきたい。

今回の児童福祉法の一部改正では、放課後児童健全育成事業の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるため、『市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずる』ことを規定した。（改正後の児童福祉法第 56 条の 7 第 2 項）

ここでいう公有財産とは、小学校の余裕教室などの学校施設を含むものであるから、同

条の趣旨を踏まえ、市町村の積極的な関与をお願いしたい。

新制度での財政支援については、地域子ども・子育て支援事業に対する交付金として各市町村に対して交付することを想定している。(なお、この交付金については、国3分の1、都道府県3分の1、市3分の1の負担割合を想定)。

Q 2 2) 上乗せ徴収の根拠規定を伺う。入園料は上乗せ徴収として徴収できるのか。

上乗せ徴収の取扱いについては、「子ども・子育て新システムの基本制度」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)においても一定の条件を満たした場合に、上乗せ徴収を認めることが明記されているが、その詳細については、今後、幼稚園・保育所の実態等を踏まえ、関係者の意見を聴きながら、検討する予定である(根拠規定については、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者の運営基準などにおいて規定することを想定している)。

なお、入園料については、上乗せ徴収として認める方向で検討していく。

Q 2 3) ①本来の保育料を施設が徴収できる根拠規定はどれか。②自治体独自の取組として、市町村が保護者負担を徴収し、施設に対し併せて施設型給付として交付することは可能か。③また幼稚園についても市町村が滞納処分の例により徴収することは可能か。

① 施設型給付については、子ども・子育て支援法第27条第5項の規定により、施設が法定代理受領する仕組みとなっている。また、同条第3項第2号に定める額が保護者の負担する保育料となり、当該額を施設が保護者から徴収することになる。

なお、私立保育所については、子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定に基づき市町村が徴収する。

② 施設型給付は、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとしており、子ども・子育て支援法上想定されていない。

③ 私立幼稚園については、市町村が滞納処分の例により、徴収することはない。

Q 2 4) ①新制度施行までの安心子ども基金の積み増し、延長に関する方針を伺う。②また、保育緊急確保事業との関係はどうなるのか。③現在安心子ども基金で対応している保育所の耐震化などは新制度施行後はどのように対応すれば良いのか。

- ① 新制度は、消費税率の10%引き上げを踏まえ、早ければ平成27年4月から本格施行されることを想定しているが、両議院での附帯決議において新制度施行までの間の安心こども基金の継続・充実への言及がなされていることも踏まえて、対応していきたいと考えている。
- ② 保育緊急確保事業は新制度における給付・地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るためのものであり、安心こども基金との関係の整理を含め、保育緊急確保事業の対象事業を内閣府令で定めた上で、今後整理する。
- ③ 新制度では、耐震化を含めた施設の整備・改修については、児童福祉法に新しい交付金の仕組みを盛り込んでおり、これを活用していただくことも考えられる。(Q9参照)

Q25) ①認可と確認はどのように違うのか。基準が異なるのか。相互の関係を伺う。②供給超過の場合は認可できず、定員の設定は確認の際に行うが、認可時には定員が分からないのではないのか。認可と確認の前後関係はどうなるのか。

- ① 認可基準については、人員配置基準や面積基準など当該施設・事業に必要となる設備及び運営の基準を内容とする。一方、確認を受けた施設の運営に関する基準については、施設型給付や地域型保育給付を受ける対象としての適格性を確保する観点から会計処理が適正か、情報公表等が適切になされているか等の内容になる。
- ② 利用定員について、既存施設の場合は、市町村から施設へ、現状を踏まえた定員の増減の相談を行っていただくことが想定される。新設の場合、認可・確認ともに都道府県・市町村が相互に協議することとなっているため、その際に定員についても、都道府県と市町村で調整していただくことになる。

Q26) 幼保連携型認定こども園のみが認可権限について政令市・中核市に権限委譲されているが、既存の3類型と何故違う扱いとなっているのか。事務処理特例で市町村に幼保連携型認定こども園の認可権限を降ろすことは認められないのか。

今回の改正により、新たな幼保連携型認定こども園は、単一の施設として認可・指導監督等を一本化することとなる。新たな幼保連携型認定こども園の認可権限の移譲の範囲については、地方団体と調整を行った上で整理した、政府案における総合こども園の取扱いにならない、認可・指導監督等の主体については、都道府県を基礎としつつ政令指定都市及び中核市についてはその権限を移譲することになっているところである。

一方、幼保連携型以外の認定こども園の類型については、国会での法案修正で存続することとされたものであり、従前どおり、権限移譲はせず、都道府県が認定を行うこと

とされている。

地方自治法に基づく事務処理特例により、都道府県が条例を定め、幼保連携型認定こども園の認可権限を市町村に委譲することは可能である。

Q 2 7) 複数の法人により設置されている幼保連携型については、認可みなしが受けられるか。宗教法人立や個人立の幼稚園は確認みなしが受けられ、給付を受けられるのか。

幼保連携型認定こども園は、単一施設であることから、その設置者も単一である必要があり、現在複数の法人により設置されている幼保連携型認定こども園については、新制度施行までに法人間で財産承継を行う等により、単一の設置主体により設置していただく必要がある。このための具体的な取扱い等については別途通知する予定である。

また、子ども・子育て支援法の施行日において、現に存在している宗教法人立・個人立幼稚園等については、別段の申出を行わない限り、確認があったものとみなされ、施設型給付を受けることとなる。

Q 2 8) 認定こども園の監査について、毎年 1 回というのは変わらないのか。幼稚園にも市町村が監査に入る必要があるのか。

認定こども園に対する監査の詳細については今後検討する。なお、幼稚園についても、施設型給付を受ける幼稚園に対しては、適正な給付の実施の観点から、施設型給付の実施主体である市町村が指導監督を行う。

Q 2 9) 幼保連携型認定こども園の設置条例や、認可基準に関する条例は新たに設けることが必要になるのか。これらを含め、新制度に必要な条例はいつまでに制定すれば良いのか。

地方自治法第 244 条の 2 第 1 項において「公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならない」とされており、公立の幼稚園・保育所と同様に公立幼保連携型認定こども園を設置する際は条例の制定が必要であると考えている。また、幼保連携型認定こども園の認可基準については、改正認定こども園法第 13 条第 1 項で条例を制定することが義務付けられている。

平成 27 年度からの新制度施行を想定した場合、平成 26 年度後半には認可事務等を始めていただく必要があるので、認可基準等制度施行にあたって必要となる条例はそれまでに

制定していただく必要がある。

Q30) 各種条例を始め、新制度施行に伴い、議会に付議すべき事項としてどのようなものがあるか。

新制度施行に伴い、条例で定めることが法律上義務付けられているものは、以下のとおりである。

<市町村>

- ・市町村における子ども・子育て会議の設置
- ・公立の認定こども園・幼稚園・保育所の設置（既存条例の改正・廃止を含む）
- ・幼保連携型認定こども園の認可基準（政令市・中核市のみ）
- ・保育所の認可基準（政令市・中核市のみ）
- ・地域型保育事業の認可基準
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備運営基準
- ・過料（正当な理由なしに、報告、物件の提出・提示をしない者等に対する）を科する規定

<都道府県>

- ・都道府県における子ども・子育て会議の設置
- ・公立の認定こども園・幼稚園・保育所の設置（既存条例の改正・廃止を含む）
- ・幼保連携型認定こども園の認可基準
- ・幼保連携型認定こども園に関する会議体の設置
- ・認定こども園（幼保連携型以外）の認定要件
- ・保育所の認可基準

また、議決事項、その他議会が関与する可能性がある事項については、以下のとおりである。

<市町村>

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・公私連携幼保連携型認定こども園設置法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡
- ・公私連携保育法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡
- ・教育・保育の利用料

<都道府県>

- ・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

*参考資料1参照

Q 3 1) 私立幼稚園の所管について、現在は都道府県だが、市町村になるということか。

私立幼稚園の設置認可等については、引き続き都道府県が行うことになる。

ただし、私立幼稚園が施設型給付を受ける場合には、市町村もそれに伴う指導・監督を行うことになる。

Q 3 2) 既存の施設にとり、新幼保連携型認定こども園になるメリットは何か。幼保連携型認定こども園への移行インセンティブについてはどう考えているのか。

新幼保連携型認定こども園は、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設であり、認定こども園法に基づく単一の認可、施設型給付への給付の一本化、指導監督の一本化などにより、これまで課題であった二重行政を解消した施設である。新制度における幼保連携型認定こども園では、保育を必要としない子ども及び保育を必要とする子どもの双方を受入れ、学校教育と保育の両方を提供するとともに、施設型給付を受ける施設となる。

また、参議院の特別委員会の附帯決議において、幼保連携型認定こども園への移行が進むよう配慮すべきとされたことも踏まえ、調理室の設置の支援、保育教諭の資格の経過措置や併有促進策の実施、施設型給付の単価設定等により、幼保連携型認定こども園への移行を促進していきたい。

Q 3 3) 公私連携幼保連携型認定こども園は何故設けられたのか。公立なのか、私立なのか、どういう位置づけのものか。施設型給付を受けることができるのか。

増大する保育需要等に対し、市町村が民間法人と協働して積極的かつ効率的に対応していく中で、子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を、市町村が運営に関与しつつ、民間法人に運営させようとするケースがあり、公私連携幼保連携型認定こども園は、こうしたニーズに対応するものである。

公私連携幼保連携型認定こども園は、設置・運営主体は民間法人（公私連携法人）となり、市町村は、当該法人と連携し、土地・建物など設備の無償又は廉価による譲渡・貸付けや設置手続きの特例（届出による設置が可能）など、設置の支援を行いつつ、人員配置や提供する教育・保育など運営に関与し、適正な運営が行われるよう担保していただくことになる。当該認定こども園についても、施設型給付の対象となる。

* 参考資料 2 参照

Q 3 4) 保育の必要性の認定を受けない子ども（1号子ども）の定員を設けなくとも幼保連携型の認可を受けられるとされているが、認可基準を設定するにあたって、地方の裁量で1号こどもの定員を設けることを基準の1つにすることは可能か。

新たな幼保連携型認定こども園については、「保育の必要性の認定を受けない子ども」の定員枠を設けることは必須ではない。地方の裁量により、幼保連携型認定こども園が保育の必要性のないこどもの定員を設けることを基準とすることについては、今後検討することになる。

Q 3 5) 幼保連携型認定こども園の認可を受けたが、確認を受けないことを選ぶことは可能か。幼稚園部分だけ確認を受けないという選択を採ることは可能か。

幼保連携型認定こども園の認可を受けたものの、市町村の確認を受けないことは制度上不可能ではないが、保育に要する部分を含め、施設型給付を受けずに施設を運営することは事実上困難と思われる。また、幼保連携型認定こども園は単一の施設であり、幼稚園部分という概念はないため、幼稚園部分だけ確認を受けないという選択はできない。現行の幼保連携型認定こども園が、幼稚園部分について確認を受けないこととしたい場合は、法施行時に別段の申出をして新たな幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けないこととし、幼稚園と保育所に分かれた上で、確認を受けない幼稚園（もしくは幼稚園型認定こども園）と保育所とを運営する形を取ることになると考えられる。

Q 3 6) 新たな幼保連携型認定こども園では、学級という考え方を遵守するのか。3歳以上児・3歳未満児ごとの定員を超えた受け入れはできないか。

新たな幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様、学校であり、現行の幼稚園と同様、学習の単位としての学級の考え方を継承する予定である。

定員の取扱いについては、今後、詳細について検討していく。

Q 3 7) 幼保連携型認定こども園については、学校薬剤師は必置なのか。また、薬剤師確保は難しい状況であるが、必置である趣旨はなにか。

学校薬剤師は、学校保健計画等の立案や保健指導等に従事することとされており、認定こども園法第27条が準用する学校保健安全法（第23条第2項）により、幼稚園をはじめ

とした他の学校と同様、幼保連携型認定こども園においても必置である。なお、常勤である必要はなく、一人の薬剤師が複数の園の学校薬剤師を兼務することも可能である。

Q 3 8) 幼保連携型認定こども園においては、授業料・給食費の滞納を理由として利用を拒否（退園）させることができるか。

保育料の滞納があったとしても、それによって契約が解除され、子どもが必要な保育を受けられなくなることがないように、児童福祉法に代行徴収の仕組みが設けられた。幼保連携型認定こども園を利用する子どもについては、保育の必要性のない子どもの場合も含め代行徴収の対象とされている。滞納に対しては代行徴収制度の活用などの対応をまず考慮すべきであり、滞納を理由として直ちに利用を拒否することは適切でないと考えられる。

Q 3 9) 保育教諭の資格の将来的見通しについて現時点での検討状況、片免保有者の単位取得に関する財源措置はどうなっているのか。

また、基本的に地教行法の改正により市長部局に任免権等が移ることとなっているが、自治体独自に規則等を定めれば教育委員会に権限を付与することは可能か。

保育教諭は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を要件としており、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格のいずれかしか所有していない者については、施行後5年間は保育教諭となることができる特例を設けるとともに、併有促進策として、これまでの幼稚園又は保育所における勤務経験等を評価し、持っていない方の免許・資格の取得に必要な単位数等の軽減を行う方向で検討が進められている。免許・資格の併有促進に係る支援策については今後検討していく。

また、幼保連携型認定こども園の職員の任免権等を教育委員会に移譲することは可能である。

Q 4 0) 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に係るスケジュールはどうなっているか。

詳細のスケジュールは検討中であるが、幼稚園教育要領及び保育所保育指針改訂の例に倣えば、本格施行の1年前までを目処に公表する必要があると考えている。

Q 4 1) 質の改善について、0-2 歳児こそ充実すべきという声がある。3 歳児の定員を変えると聞いているが、なぜ、3 歳児なのか。

職員の配置基準の改善など質の改善については、今後、子ども・子育て会議における議論などを踏まえ、優先順位を付けながら決めていくことになる。

Q 4 2) 消費税の 10%への引き上げが行われない場合、施行は先送りになるのか。いつ頃、引き上げされるかが判断され、本格施行の時期が確定するのか。消費税による財源は地方にも回ってくるのか。

新制度の施行は消費税法の一部改正法の施行（消費税 10%引き上げ時）と連動しており、法律上、平成 27 年 10 月に消費税を 10%に引き上げることとされているため、最速で平成 27 年 4 月の施行を想定している。

増税の可否については、総合的に判断されるものであり、確たることを申し上げることが困難であるが、平成 27 年 4 月に施行する場合、認定事務等が始まる平成 26 年度後半までには施行の是非を確定させる必要があると考えている。

消費税増税分のうち子ども・子育てに充てられる約 7,000 億円は、国・地方双方の財源に充てられる。

Q 4 3) 制度管理システムとはどのようなものと考えているのか。市町村だけでなく、都道府県でも導入が必要か。導入までのスケジュールはどうか。導入に際して国から経費の補助は考えているのか。

施設・事業者に対する給付の支払い、保育の必要性の認定、施設・事業者の確認等が円滑に行われるよう、情報のやり取りや給付請求の審査等を電子化して実施するシステムを検討していく。今後、自治体で現に導入されているシステムの実態を把握するとともに、自治体の方の意見を聴きながら、国として仕様等を整理して示していく。

システムは市町村単位で導入していただくもののほか、国・都道府県・市町村でのやり取りを円滑化するためのシステムの導入も検討している。また、都道府県が情報の公開を行わなければならないことから、都道府県の事務を円滑に実施するためのシステムが必要であると考えられるが、詳細は今後検討する。

システムの概要等については、新制度における事業者確認業務や支給認定業務等が平成 26 年度後半に開始され、それまでに必要なシステムを導入することが望ましいことを踏まえつつ、平成 25 年度のできる限り早い時期に必要な情報を示していきたいと考えている。

導入のための財政的支援については、適切に実施できるよう財政当局との調整の中で今後検討していきたい。

* 参考資料3 参照